

政令第二百二十三号

炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第二十五項の規定に基づき、この政令を制定する。

炭酸二カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令（令和三年政令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「令和八年六月二十三日」を「令和十三年七月七日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。